

立命館大学法科大学院における「独占禁止法教室」の開催について

令和４年１１月１７日
公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所

公正取引委員会は、将来を担う学生に対し、社会人として、経済活動に参加する際に、独占禁止法を遵守するとともに、消費者として厳しい目で商品選択を行うことができるよう、独占禁止法の意義と役割を理解してもらうために、これまで全国各地の大学等において、当委員会の職員等による「独占禁止法教室」を開催しています（別紙参照）。

このたび、公正取引委員会では、その一環として、同教室を下記のとおり開催することとしました。

記

- １ 日 時 令和４年１１月２４日（木）
３時限目 １３：００～１４：３０
- ２ 場 所 立命館大学 朱雀キャンパス ２１３教室
京都市中京区西ノ京朱雀町１番地
- ３ 講 師 公正取引委員会事務総局審査局第二審査
審査長 小室 尚彦
- ４ 対象者 立命館大学法科大学院生・法務専修生
- ５ 内 容 「競争社会における公正取引委員会の役割」

※ 今回の独占禁止法教室は、授業中のカメラ撮影、傍聴取材が可能です。御希望の場合には、令和４年１１月２２日（火）までに、次の問い合わせ先に御連絡ください。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所 総務課 電話 ０６－６９４１－２１７３（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/regional_office/kinki/index.html

独占禁止法教室のご案内

公正取引委員会は、将来を担う学生に対し、社会人として経済活動に参加する際に、独占禁止法を遵守するとともに、消費者として厳しい目で商品選択を行うことができるよう、独占禁止法の意義と役割を理解していただきたいと考えております。そこで、公正取引委員会では、中学生、高校生及び大学生をそれぞれ対象として、職員を講師として派遣し、「独占禁止法教室」を開催しております。

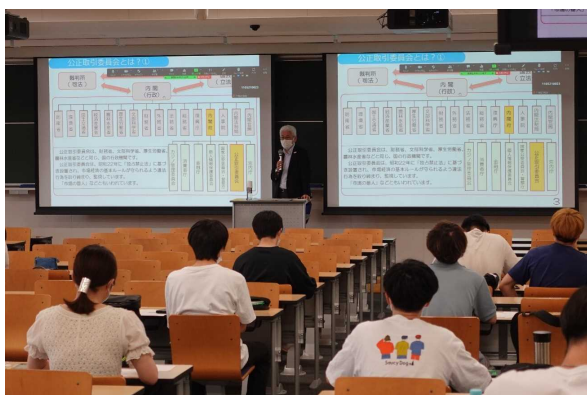
オンライン形式や少人数のゼミでも開催しています

❖ 独占禁止法教室の授業内容

大学生向けの独占禁止法教室は、通常の講義や外部講師による特別講座などに対して、公正取引委員会の職員を派遣して開催する出前授業です。法学部の授業（例：「独占禁止法」、「経済法」）や経済学部の授業（例：「産業組織論」、「産業経済学」）だけでなく、他の学部の授業でも開催しています。

競争法の目的や学生が将来、経済活動に参加する際に直面する独占禁止法とのかかわりについて講義し、学生からの質問にお答えしています。

❖ 独占禁止法教室の授業風景



❖ 独占禁止法教室の感想

- 公正取引委員会の活動、競争法について、具体的なイメージをもつことができました。（学生）
- 履修した独占禁止法をより深く理解することができました。（学生）
- GAFA の影響力が世界中で増す中、公正取引委員会の存在がいかに重要かを学べる良い機会でした。（学生）
- 違反事例を交えながら、独占禁止法・下請法等について説明をいただいたことで、概要が分かり易かった。（教授）

❖ 独占禁止法教室の実績（近畿地区）

年度	中高	大学	計
令和元年度	16校	13校	29校
令和2年度	2校	14校	16校
令和3年度	6校	14校	20校

【主な開催校（令和3年度 近畿地区）】

大阪府立大学、関西大学、関西学院大学、京都大学、近畿大学、神戸市外国語大学、同志社大学、立命館大学、立命館大学法科大学院、龍谷大学、和歌山大学など

【お問い合わせ先】

公正取引委員会事務局総局近畿中国四国事務所
総務課 担当：江村
TEL 06-6941-2173（直通）

